



除去土壌の埋立処分基準・ 再生利用基準の検討について

2024年10月3日

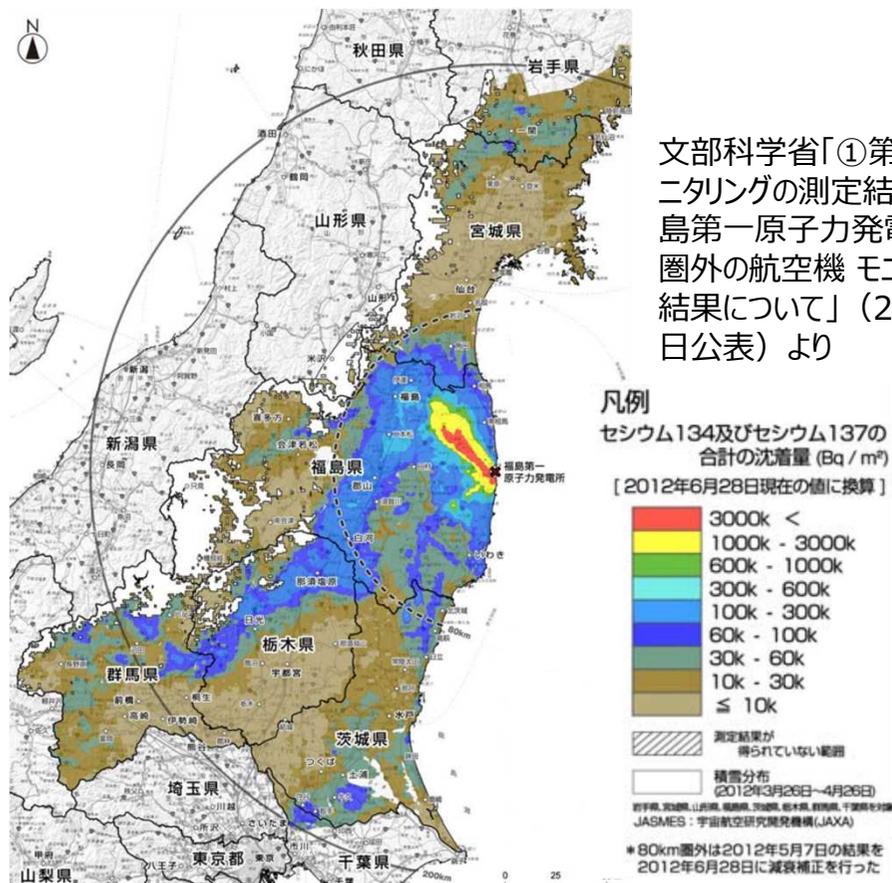
環境省環境再生・資源循環局

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第16回)
環境回復検討会(第21回)
合同検討会

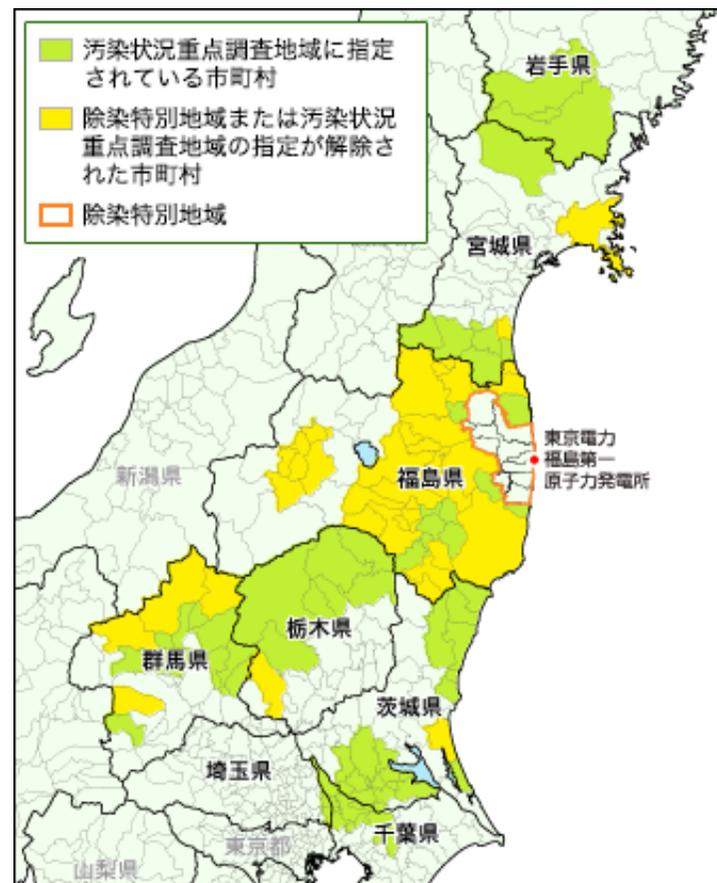
除染の実施について

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、**除染等の取組**を実施（2018年3月には帰還困難区域を除く全ての市町村において面的除染を完了※）。

※ 帰還困難区域においては、福島復興再生特別措置法に基づき、**特定復興再生拠点区域、特定帰還居住区域の除染・家屋等の解体**を実施。



地表面へのCs134,137の沈着量の合計（2012年6月28日時点）

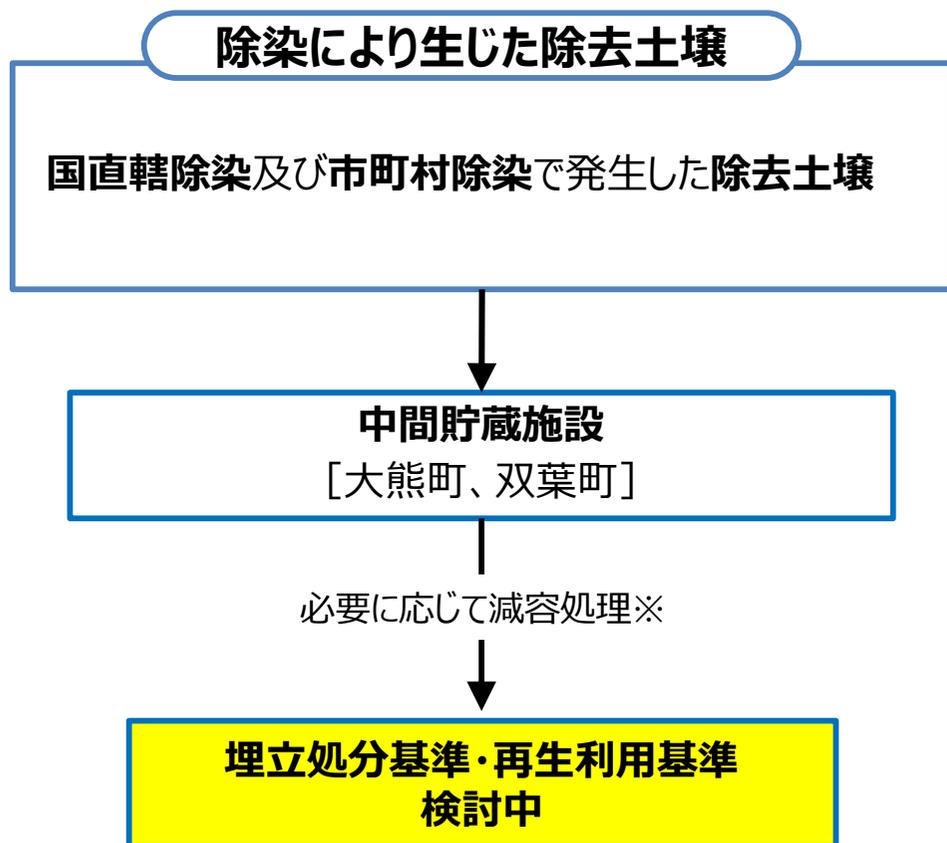


除染特別地域及び汚染状況重点調査地域

除染により生じた除去土壌の処理について

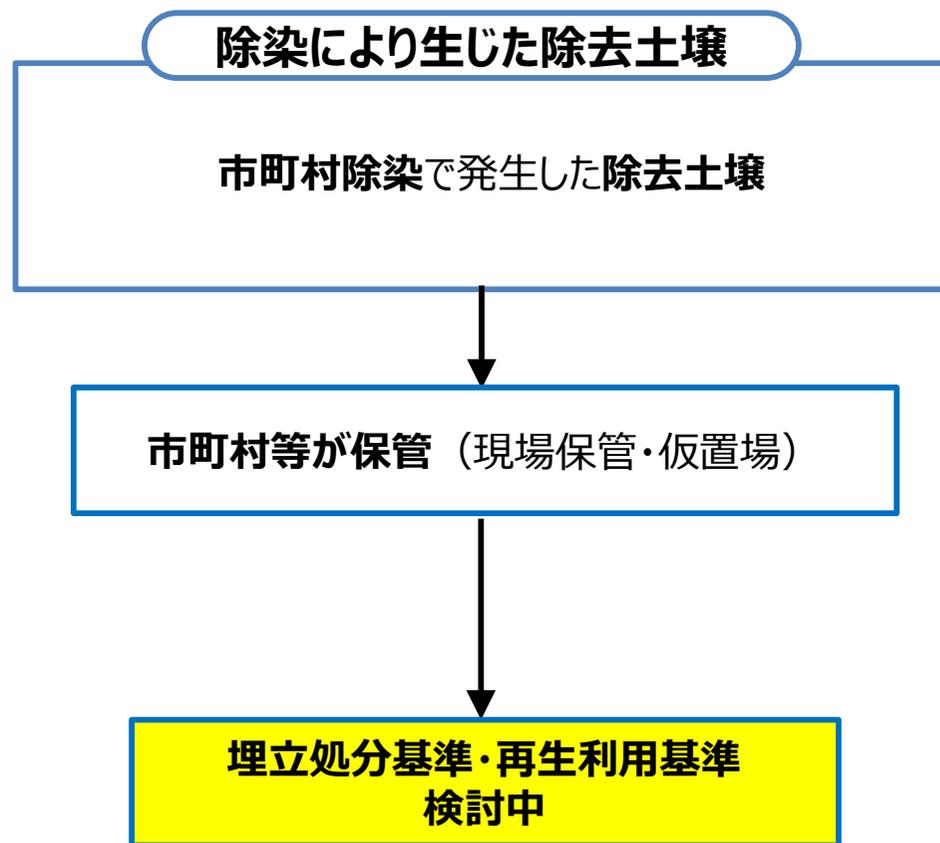
- 福島県においては、国が中間貯蔵施設を整備し、除去土壌を搬入。
- 福島県以外の地域においては、除染実施者等（市町村等）が保管（現場保管・仮置場）。

【福島県】



可能な限り減容・再生利用を行った上で、
中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分

【福島県以外の地域】

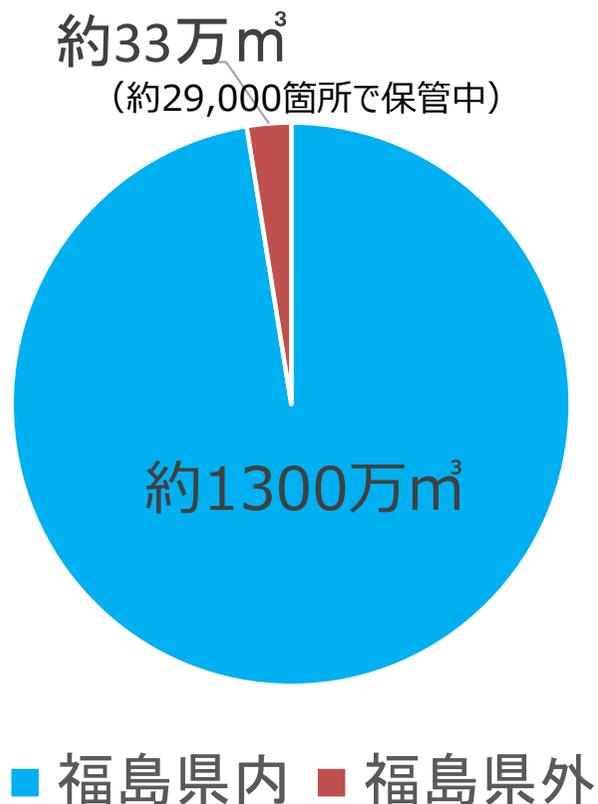


※減容処理に伴い発生した廃棄物については、特定廃棄物処分基準に基づき処分

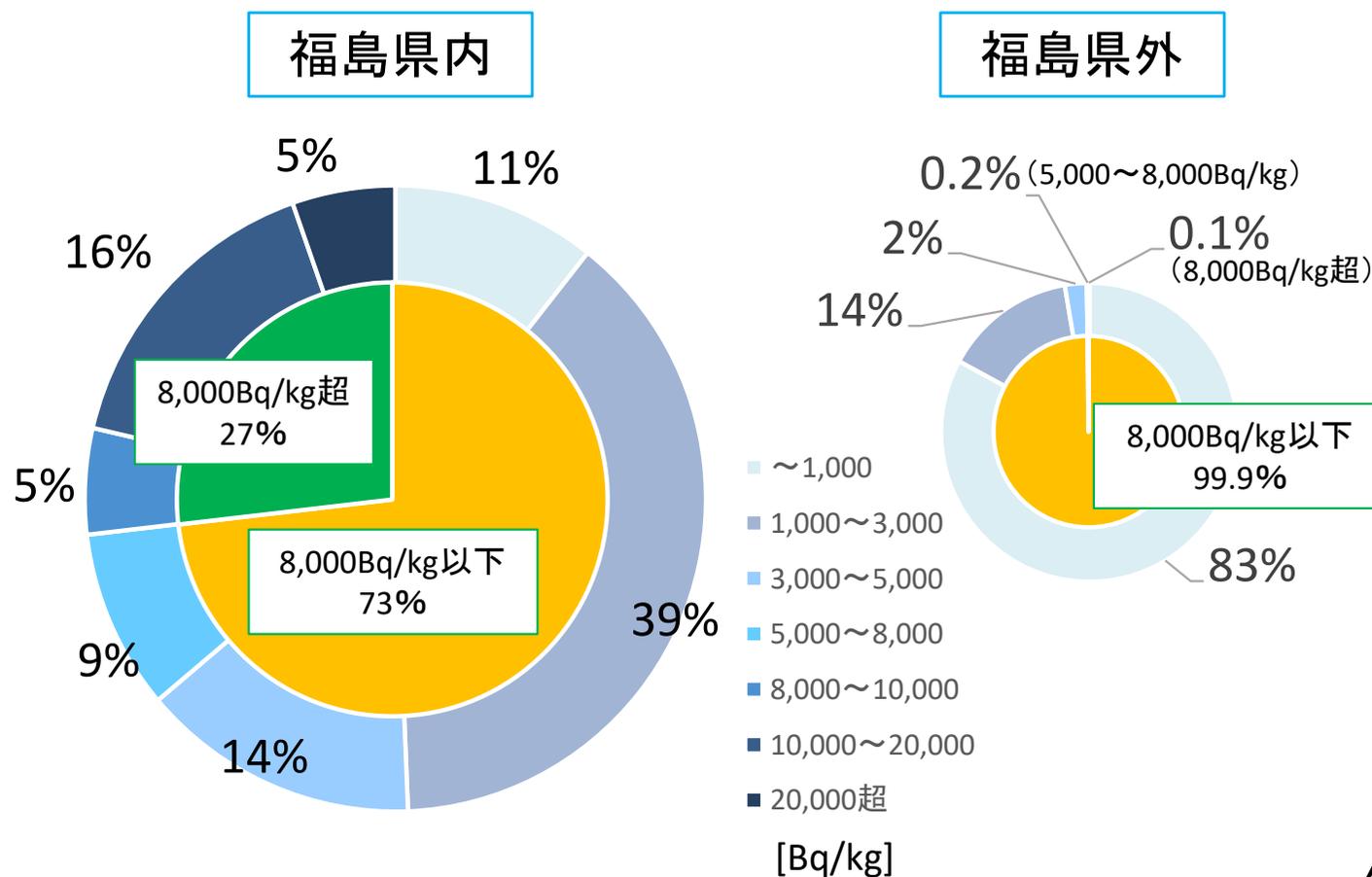
除去土壌の保管量及び放射能濃度

- 除去土壌の保管量は、福島県では約1,300万m³（中間貯蔵施設で保管）、福島県外では約33万m³（約29,000箇所）で保管。
- 除去土壌の放射能濃度は、例えば、8,000Bq/kg以下の除去土壌の量の割合を見ると、福島県では73%、福島県外では99.9%。

【除去土壌の保管量】



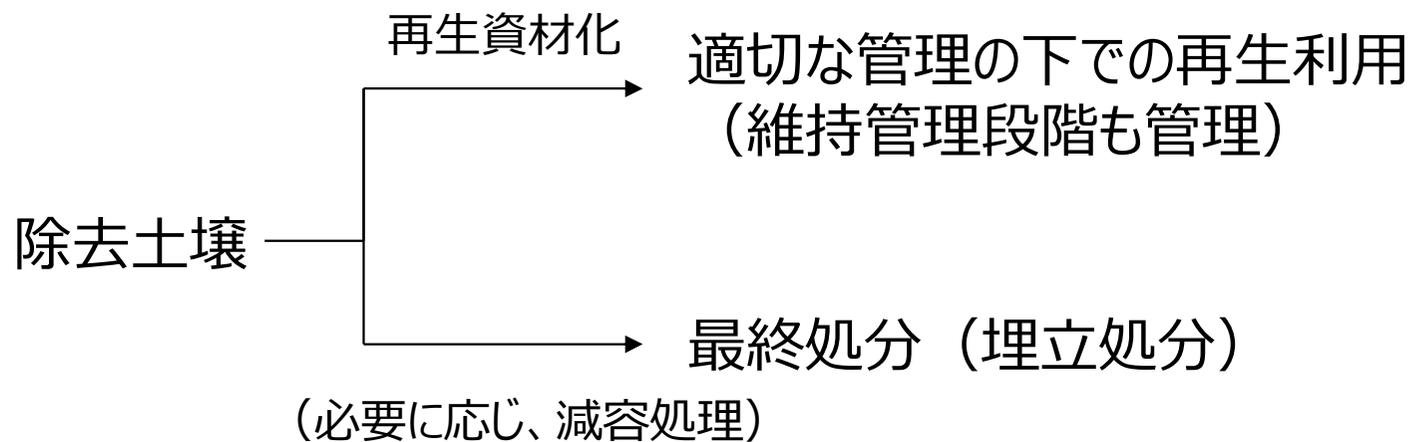
【除去土壌の放射能濃度】



埋立処分基準・再生利用基準の策定について

- 福島県内で発生した除去土壌等については、大熊町・双葉町に設置させていただいた中間貯蔵施設に保管中。中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律※で規定。県外最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用が重要。
- 福島県外の除去土壌については、現在仮置場等に保管されており、今後の最終処分を進める必要がある。
- 中間貯蔵施設や仮置場等に保管されている除去土壌の処理を進めるため、埋立処分・再生利用の基準（放射性物質汚染対処特措法の省令）の策定が必要。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）

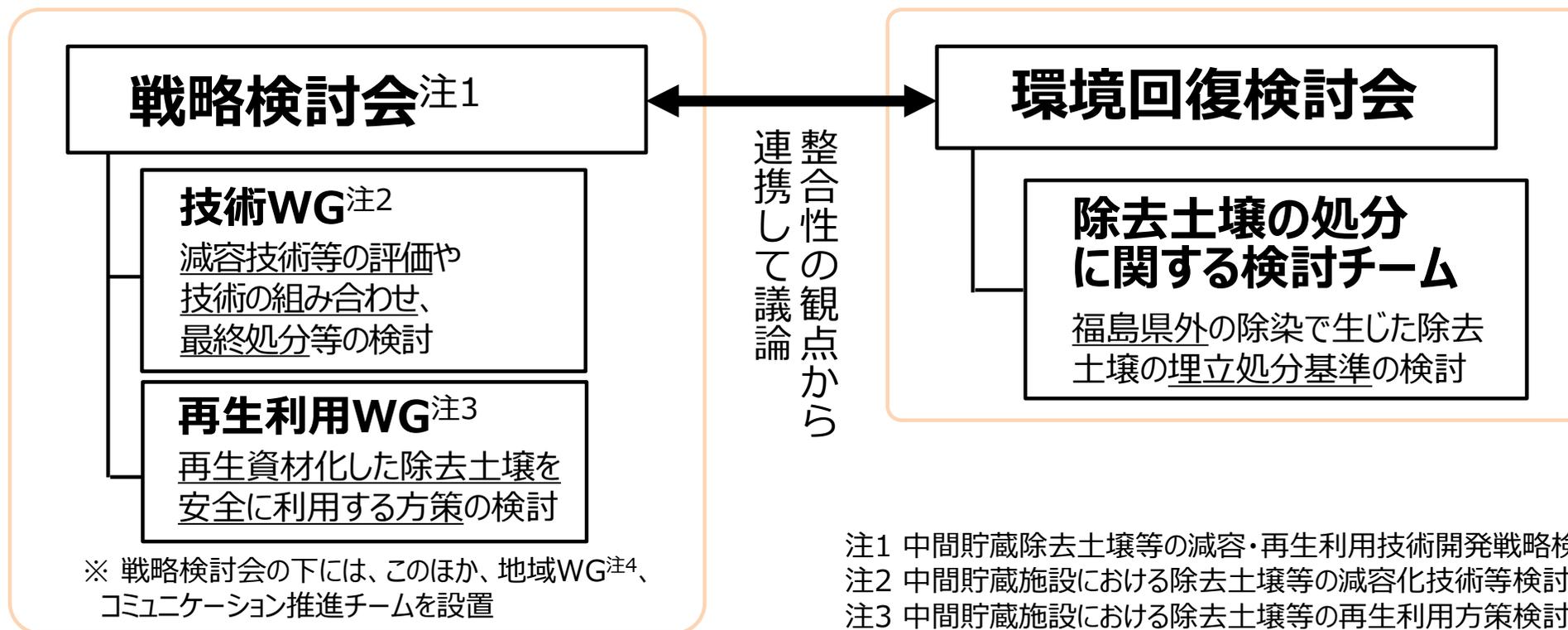


除去土壌の埋立処分基準・再生利用基準の検討体制

- 戦略検討会^{注1}では主に中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用[※]の観点から、環境回復検討会では主に福島県外の除去土壌の埋立処分の観点から、それぞれ検討を進めてきた。
- 今般、基準案のポイントの取りまとめに当たり、両検討会を合同開催。

※「再生利用」とは、実施や管理の責任体制が明確であり継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）することを指す。（資料3参照）

【除去土壌の埋立処分基準・再生利用基準の検討に係る検討会等】 （各検討会等の構成員、検討内容、開催実績等は参考資料3参照）



※ 戦略検討会の下には、このほか、地域WG^{注4}、コミュニケーション推進チームを設置

注1 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会
 注2 中間貯蔵施設における除去土壌等の減容化技術等検討WG
 注3 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討WG
 注4 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的必要性の確保方策等検討WG

【環境回復検討会】

- 「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、福島県以外の地域の除去土壌の実態を基に埋立処分基準等について検討を実施。
- 丸森町、東海村、那須町において埋立処分の実証事業を実施し、作業員や周辺環境への影響等を確認。（実証事業の概要は参考資料5参照）

【戦略検討会】

- 技術WGを設置し、中間貯蔵除去土壌の減容化等技術の評価、最終処分基準等について検討を実施。
- 再生利用WGを設置し、除去土壌の再生利用方策について検討を実施。再生利用に係る実証事業を南相馬市（試験盛土）、飯舘村（農地造成）、中間貯蔵施設内（道路盛土）で実施し、作業員や周辺環境への影響、盛土の構造の安定性等を確認。（実証事業の概要は参考資料7-2参照）

【その他】

- 今後の除去土壌の再生利用と最終処分等に係る環境省の取組に対し、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等を行う目的で、国際原子力機関（IAEA）が専門家会合を2023年度に3回開催、2024年9月10日に最終報告書を公表。（最終報告書の概要報告等は資料2）



- **2024年9月17日、3つのWG等（再生利用WG、技術WG、除去土壌の処分に関する検討チーム）の合同会議を開催し、埋立処分基準・再生利用基準案のポイントを整理。**
（再生利用等における放射線防護の考え方は資料3、埋立処分基準案のポイントは資料4、除去土壌の減容処理等における排ガス・排水の濃度限度案は資料5、再生利用基準案のポイントは資料6）

- これまでの検討の経緯等を踏まえ、本日お示しする除去土壌の埋立処分基準・再生利用基準案のポイントについて、以下の観点からご意見を頂きたい。

○戦略検討会委員の皆様

- ・ 技術WGにおいてご議論された埋立処分基準案のポイントについて、ご審議いただきたい
- ・ 再生利用WGにおいてご議論された再生利用基準案のポイントについて、ご審議いただきたい

○環境回復検討会委員の皆様

- ・ 検討チームでご議論された埋立処分基準案のポイントについて、ご審議いただきたい
- ・ 別の検討会で議論が行われてきた再生利用基準案のポイントについて、埋立処分基準案のポイントとの整合性の観点からご助言いただきたい